

山梨県立富士湧水の里水族館
管理運営業務の内容及び基準

平成20年6月

山梨県農政部

目 次

1	管理運営体制の確保	1
2	運營業務	1
(1)	利用の承認に関する業務	1
(2)	施設・設備器具の維持保全に関する業務	1
(3)	水産動植物を飼養し、栽培し、及び展示する業務	2
(4)	水産動植物に関する講習会及び催しを開催する業務	3
(5)	水族館の設置の目的を達成するため必要な事業に関する業務	4
(6)	その他知事が必要と認める業務	4
3	一般業務	4
4	その他	6
(1)	義務要件・再委託の禁止・経理等	6
(2)	事業計画書及び事業報告書の作成及び提出	6
(3)	事業の評価	7
(4)	協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合	8
(5)	業務の引継ぎについて	8
(6)	情報の取り扱い等について	8
(7)	環境対策について	8
(8)	モニタリングの実施	9
(9)	収益事業の禁止	9
(10)	指定期間前に行う業務	9
(11)	保険への加入	9
5	指定管理者の業務から除く範囲	9
6	留意事項	10
	(添付資料)	
	資料 (水族館組織図、配置図・館内図)	11
	別表1 (施設・設備等の維持管理作業)	14
	別表2 (館内の展示、水産動植物の維持管理)	15
	別表3 (山梨県立富士湧水の里水族館内の生物種類数)	17
	別表4 (イベントの開催)	23
	資料 (自動体外式徐細動器(AED)の管理仕様書)	25

(別冊)

建築点検マニュアル

山梨県立富士湧水の里水族館管理運営業務の内容及び基準

山梨県立富士湧水の里水族館（以下「水族館」という。）の指定管理者の募集に係る管理運営業務の内容及び基準は次のとおりとする。

1. 管理運営体制の確保（組織図参照）

- (1) 水族館の管理運営業務を適切に実施するため、業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者を1名定めること。
- (2) 業務の区分（総務、飼育展示、企画イベント等）ごとに総合的に把握し、調整する業務責任者を定めること。
- (3) (1)、(2)については、県に報告すること。総括責任者及び業務責任者を変更した場合も同様とすること。
- (4) 本「内容及び基準」に掲げる業務に支障のないように必要な人員を配置し、管理運営にあたること。
- (5) 業務を実施する者は、その内容に応じ、必要な知識、技能及び経験を有する者とする。
- (6) 運営組織体制を保持し、職員の育成及び運営に必要な研修を実施すること。

2. 運営業務

(1) 利用の承認に関する業務

利用の承認については、条例第9条のとおりとする。

ただし、毎年11月20日の「県民の日」については、県民の日条例第5条の規定により、無料開放することとした場合には、利用者の利用料金を免除しなければならない。

犬、猫等のペットを館内へ持ち込むことは原則禁止としているが、身体障害者補助犬法に基づく、盲導犬・介助犬及び聴導犬については入館を拒んではならない。

(2) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

業務の対象は、建物、構築物、電気設備、機械設備、備品等とする。

業務の実施にあたっては、水族館利用者が安全かつ快適に利用できるよう以下の点に留意し、指定管理者の判断で行うこと。

- (ア) 業務の実施にあたっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、専門的な知識、技能、資格を有する者があたるものとする。
- (イ) 施設管理について、年間管理計画（別表1参照）を作成すること。
- (ウ) 長期的な視野を持ち、健全に施設を維持管理するよう努めること。
- (エ) 施設管理費の低減を図るため、新たな施設管理手法等について積極的に取り込むこと。
- (オ) 点検業務は原則として毎日実施し、建築物等の性能又は機能の維持に努めること。
- (カ) 異常を発見したときは、速やかに使用停止あるいは応急措置等を行い、県に報告し必要な指示を受けること。

(キ) アクリル水槽は傷が付きやすく修復が困難であるので、清掃には専用の道具を使用するなど、特に注意すること。潜水して清掃・死魚回収などの業務を行う場合は労働安全衛生法第61条に基づき潜水士資格の所持者が行わなければならない。

(ク) 次に掲げる建築物、昇降機及び昇降機以外の建築設備について、建築基準法第12条の規定に基づき、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をしなければならない。

点検方法については、別添建築物点検マニュアルに従い点検を行うこと。

点検結果については、速やかに県へ報告すること。

() 対象施設

建築物

水族館建物

昇降機

エレベーター

昇降機以外の建築設備

上記点検すべき建築物に設けられている換気設備、排煙設備、非常用照明装置などの建築設備

() 点検時期

建築物

3年以内ごとに行うものとする。

(前回点検を行った日から3年以内に点検を行う。以降9月30日を基準日とし、3年毎に行う。)

昇降機、昇降機以外の建築設備

1年以内ごとに行うものとする。(毎年度点検を行う)。

(ケ) 備品の管理、修繕等について

) 県は、指定管理者に、現在水族館に配備してある県有備品(車両を含む) を貸与する。

) 県有備品については、山梨県財務規則に基づき管理を行い、廃棄などの異動については、県と協議して行うこと。

) 県有備品については、県が定める備品品目別一覧表を備えて管理すること。

) 車両については、指定管理者が車検を行い、自賠責保険、任意保険は指定管理者が加入するものとする。

) 備品の修繕、更新、新規購入に係る責任区分は募集要項の責任分担表による。

(3) 水産動植物を飼養し、栽培し、及び展示する業務

(配置図、館内図、【別表2】、【別表3】参照)

業務の対象は、水族館の飼育生物とし、業務の実施にあたっては以下の点に留意して行うこと。

(ア) 社団法人日本動物園水族館協会へ加入し、協会と連携した活動を展開すること。

(イ) 山梨県に生息する水産動植物や山梨県で生産されている養殖魚を中心に展示するとともに漁具などの標本も展示すること。

(ウ) 展示生物の種類数、展示数は別表3の水準以上とすること。

(エ) 来館者に分かりやすい展示生物等の解説等を行うこと。

- (オ) 指定期間中に展示生物や解説、造作等の大規模な変更の必要がある場合には、事前に県と協議すること。
- (カ) 展示生物を採捕する場合には、関係法令を順守するとともに、採捕場所が漁業権漁場の場合は事前に管轄漁協と協議すること。
- (キ) 飼育管理を適切に行い、斃死等による滅失を最小限にとどめ、展示の継続性を確保すること。
- (ク) 山梨の自然環境や水産動植物、山梨で養殖・研究されている魚類等の飼育展示・解説を通じ、山梨の水産業や漁場環境（水辺環境）保全の啓発を図ること。
- (ケ) 展示生物の入れ替えや選別淘汰等により不要魚等を処分する場合は河川や湖に放さず、適切に処理を行うこと。
- (コ) 展示に関して、来館者・県民等から質問があった場合、的確な回答ができる体制を整えておくこと。
- (サ) オオクチバス等の特定外来生物に関する取扱については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律をよく理解し、その趣旨を来館者に広く示す等、特に慎重を期すこと。

また、利用者が水産動植物とふれあい、自然保護に対する理解を深め、併せて内水面漁業の振興に資するため、展示物の管理について、指定管理期間中及び年間の管理計画（別表2参照）を作成すること。

水産動植物の飼養栽培及び展示に関する業務には、水産動植物・環境についての専門的な知識及び技能を有する者¹ 1名以上を確保すること。

管理実施方法については、「新 飼育ハンドブック水族館編1～4（社団法人日本動物園水族館協会発行）」を基準とすること。

水産動植物・環境についての専門的な知識及び技能を有する者とは、次のいずれかの者とする。

- ・日本動物園水族館協会に加盟している水族館で飼育展示業務に1年以上従事した経験を有する者
- ・魚類養殖業の飼育に2年以上従事した経験を有する者
- ・大学もしくは専門学校において、魚類養殖、増殖、飼育のいずれかに2年以上携わった経験を有する者

（４） 水産動植物に関する講習会及び催しを開催する業務（【別表４】参照）

県民に対して、魚とのふれあいの場を提供することにより、豊かな自然環境の保全・啓発や養殖魚の消費拡大を図るため、次の事項に留意し、各種事業を実施すること。

- (ア) 水産動植物や自然環境、動物愛護等に関するイベント等を実施し、利用者が楽しめるように努めること。主なイベントについては別表4を参考にし、直近3年間の実施回数が減少しないようにすること。
- (イ) イベント開催時には、利用者の安全に十分配慮して実施すること。
- (ウ) 特別展については年2回以上開催し、原則として120日以上期間開催すること。

また、自然環境保護・内水面漁業振興等に関する企画展を実施すること。

- (エ) 給餌体験、さかなのお絵かきなど、利用者がいつでも楽しめるような体験学習（別表4を参考）を実施すること。
- (オ) 自主事業として行うイベント等については、事前に県と協議し承認を得ることとする。自主事業の基準は募集要項に拠るほか、施設を占有するなど一般の利用者の利用に影響を与えるイベント等の実施は認めない。

(5) 水族館の設置の目的を達成するため必要な事業に関する業務

(ア) 水族館の利用促進に関する業務

- () 県又は県内市町村、関係団体との共同事業等の企画及び実施については積極的に取り組むこと。
- () 県又は県内市町村、関係団体が開催するイベント等へ支援協力すること。
- () 学校行事（教育課程における総合的な学習、遠足等）における利用の促進に積極的に取り組むこと。
- () 県内の他の施設や県有施設等との連携を積極的に図り、各施設及び県内市町村等を紹介するポスター等の掲示、パンフレット・チラシ等の配布等を行い、相互の利用促進を図ること。

(イ) 水族館の情報提供、広報宣伝に関する業務

- () PR用ポスター・チラシ等を作成・配布すること。
- () 各種マスメディアを利用した広告を企画、制作し、広報宣伝を実施すること。
- () 旅行代理店等への誘客活動をする事。
- () 地元観光協会等との連携を図り、地元と一体となった集客向上に努めること。
- () 水族館を紹介するホームページを開設し、利用者に向けた情報提供を実施するとともに、適宜メンテナンスをすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業に関する業務

指定管理者は、水族館の設置の目的を達成するために必要と知事が認める業務について実施できるものとする。

3. 一般業務

(ア) 館内案内、利用案内、接客業務

- () 接客対応、電話対応、団体対応（一般、視察、学校行事等）及び苦情対応等にあたること。
- () 水族館が公の施設であることを認識し、常に利用者本位の観点から案内業務にあたること。
- () 水族館に関する要望及び苦情は、誠意をもって対応するとともに、速やかに県へその内容を報告すること。
- () 水族館の蔵書その他資料等の管理を行うこと。
- () 水族館利用者の館内閲覧に関する業務を行うこと。

(イ) 緊急・救急対応に関する業務

- () 事故を未然に防ぐための施設の日常点検方法等を定めた「安全管理マニュアル」を策定し、適切に運用すること。

- () 災害その他の事故等が発生した場合を想定した「事故対応マニュアル」を策定し、訓練等を実施するとともに、簡易な薬品、資材等を常備するなどして非常時の対応について十分な対策を講じること。
- () 自動体外式除細動機（AED）については、職員等関係者の講習会の受講や日頃の点検管理により、非常時に使用できるよう備えること。
管理の詳細については、別添「自動体外式除細動器の管理仕様書」に基づくこと。
- () 国民保護法及び山梨県県民保護計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の際には、利用者の安全確保、その他国民の保護のために必要な措置を講ずること。
- () 急病人や災害その他の事故等により病人やけが人が発生した場合は、救護及び関係部署への速やかな通報、事故報告を行うこと。

(ウ) 警備に関する業務

- () 開館時間内においては、利用者が安全・快適に水族館を利用できるよう館内外の巡視を常に行い、不審者・不審車両の進入防止、火の元及び消火器・火災報知器等の点検、放置物の除去等避難導線の常時確保、不審物の発見・処置等を行うこと。
- () 野犬、カラス、スズメバチ等の対策に努めること。
- () 開館時間外においては機械警備によるが、異常の発生に際しては速やかに対応できるようにすること。
- () 警備業務従事者は、警備業法上の適格者であること。
- () 水族館周辺の交通状況における地元警察署からの依頼等については、積極的に協力すること。

(エ) 迷子並びに拾得物及び遺失物の対応に関する業務

迷子の搜索・保護については必要に応じて放送を行うこと。拾得物があった場合は、保管を行い、遺失物については、搜索を行うこと。状況に応じて警察等の協力を要請する等、適切な対応に努めること。

(オ) 一般清掃業務

水族館利用者が快適に施設を利用できるよう、また建築物等の性能や機能の維持ができるよう、適切に日常清掃、定期清掃を行うこと。

なお、清掃にあたっては、利用者の支障とならないように十分配慮して行うこと。

- () ゴミの収集は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係諸規定に準じて適正に処理すること。
また、不燃廃棄物は、適正な中間処理施設及び最終処分場等に搬入し処理し、資源廃棄物の処理にあたっては、リサイクルに努め、資源の再生化を行うこと。
- () 樹木の剪定、芝刈り、除草等は、最も適切な時期や方法を選び実施すること。

(カ) 施設の開錠及び施錠の管理業務

- () 開錠及び施錠は確実にすることとし、特に施錠については複数回確認すること。
- () 鍵の保管は厳重に行うこと。

(キ) その他利用者へのサービスに関する業務

車椅子利用者等へのサービスに関する備品等の貸出し及び管理を行うこと。

4. その他

(1) 義務要件・再委託の禁止・経理等

(ア) 資格

() 指定管理者は、本書に定める業務を実施するために必要な官公署の免許許可及び認定等を受けていること。また、個々の業務について次項の規定により再委託を行う場合には、委託先がそれぞれ上記の免許、許可及び認定等を受けていることを確認すること。

() 指定管理者は、自らの職員のうちから水族館の管理運営に必要な資格を有する者を水族館に配置すること。

ただし、法令等により水族館への常駐が義務づけられていない者については、あらかじめ、当該資格を有する者の氏名等を県に届け出ることにより水族館への配置義務を免除する。

(イ) 再委託

() 指定管理者は、「2. 運營業務」に記載した業務のうち、全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

() 前項の業務の主たる部分とは、「2. 運營業務(3)~(6)」とする。ただし、「カ 施設・設備器具の維持保全業務」のうち、専門的な資格や知識、技能を必要とするものについては、再委託できるものとする。

() 指定管理者は、業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ県の承諾を得なければならない。

() 指定管理者は、業務の一部を委託した者の商号又は名称その他必要な事項を県に報告すること。

(ウ) 経理

() 予算執行

水族館が公の施設であることに鑑み、指定管理者は適正な経理を行わなければならない。

() 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

(エ) 館内飲食及びストロボ撮影の禁止

館内飲食は、展示水産動植物及び設備の保護のため、全館(事務室・休憩室を除く。)において禁止とし、ストロボ撮影は、1階展示フロアのみ禁止とする。

(2) 事業計画書及び事業報告書の作成及び提出

(ア) 事業報告書等の作成及び提出

() 定期報告書(事業進捗状況報告)

指定管理者は、利用者数及び事業実施状況、利用料金収入状況について、月ごとにまとめ翌月10日までに報告すること。

なお、管理運営にあたっては、1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他の維持管理業務、窓口運営業務等）や県民対応など特記事項を記した日報等を作成し、適正な業務、事業管理を行うこと。

（ ）事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し提出すること。また、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から2月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出すること。

- ・事業実績及び利用状況
- ・利用料金の収入状況
- ・経費の収支状況
- ・その他必要な事項

（ ）その他随時報告等

指定管理者は、山梨県から管理業務及び経理の状況等について提出を求められた場合、報告書を作成して指定期日までに提出すること。

（イ） 事業計画書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度2月末日までに、次に掲げる事項を記した次年度の管理運営に関する詳細な事業計画書を作成し、山梨県に提出すること。

- （ ）次年度の運営目標
- （ ）実施事業の概要及び実施時期
- （ ）管理運営体制
- （ ）管理業務に係る収支予算
- （ ）その他必要な事項

（ウ） 立ち入り検査

県は必要に応じて、事業実施状況等の立ち入り検査を行うことができる。

（ 3 ） 事業の評価

（ア） 利用者の満足度調査の実施及び業務改善等

指定管理者は、利用者等を対象に四半期ごとにアンケートを行い、意見や要望、満足度等について把握し、業務改善等管理運営に反映させるよう努めること。

アンケートの内容については、山梨県と協議を行うこと。また、利用者等のアンケート結果及び業務改善の状況を四半期ごとに取りまとめ、2月以内に山梨県に提出すること。

（イ） 評価

利用者アンケートの結果、事業報告書、県担当者の現状調査報告書をもとに、年度ごとの運営状況を次の項目で評価する。

なお、毎年の評価に際しては、水族館利用者の代表や外部有識者からの評価、意見等を求める場合がある。

- ア 利用者満足度
- イ 利用率
- ウ 収支状況
- エ 事業効果達成度

(ウ) 是正勧告等

- () 立ち入り検査やモニタリング等の評価の結果、業務内容の改善が必要と認められる場合、県は立ち入り調査を行い、協議の上、指定管理者に対して是正勧告を行うことができる。
- () 県は提出された事業報告書の内容を確認し、その内容が事業計画書の趣旨から逸脱・違反したものであった場合、若しくは別に定める基本協定書、年度協定書に逸脱・違反するものであった場合又は県の業務改善勧告、是正勧告等の指示に従わない、若しくは指示によっても業務内容に改善が見られないと認められた場合は、指定を取り消し又は業務の一部若しくは全部を停止させることができる。

(4) 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

県及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとする。

(5) 業務の引継ぎについて

指定管理者になる団体等は、業務の準備作業として指定期間前に業務の引継ぎを行うこと。
なお、これに要する費用は、指定管理者の負担とする。

また、指定期間の終了もしくは指定取り消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を提供すること。

(6) 情報の取り扱い等について

ア 指定管理者が作成し、又は取得した文書（富士湧水の里水族館の管理業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、山梨県情報公開条例（平成17年山梨県条例第14号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行う。なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得ること。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の7日前までに県に報告し了承を得ること。）

イ 指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し山梨県個人情報保護条例（平成5年山梨県条例第1号）に基づく個人情報の開示の請求又は山梨県情報公開条例に基づく行政文書の公開の請求があった場合、知事から管理文書の提出を求められたときは、正当な理由がある場合を除きこれに応じること。

ウ 指定管理者が行う水族館の利用者に対する各種の指導については、山梨県行政手続条例第4章の規定（行政指導）の適用はないが、指定管理者はこれらの指導に当たっては県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨に則り適切に行うこと。

(7) 環境対策について

省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに廃棄物の発生抑制及び適正処理等、環境保全に配慮すること。

(8) モニタリングの実施

別に定める「指定管理者施設のモニタリングに関するガイドライン」及び「実施要領」等に基づき、山梨県が実施するモニタリングに協力すること。

なお、モニタリングの結果、指定管理者の業務内容に改善が必要と認められる場合は、県は立ち入り調査等を行い、協議の結果、指定管理者に是正勧告等を行う。

是正勧告を行い改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

(9) 収益事業の禁止

水族館は、国庫補助金により整備したことから、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により、レストラン・売店などの収益事業は、実施することはできない。

(利用者の利便性を図るための自動販売機は収益事業とはしない。)

(10) 指定期間の前に行う業務

- (ア) 協定項目について県との協議
- (イ) 利用料金等の設定
- (ウ) 配置する職員等の確保、職員研修
- (エ) 業務等に関する各種規定の作成、協議
- (オ) 現行の管理団体からの業務引継ぎ

(11) 保険への加入

指定管理者は、利用者等の事故に対応するための賠償責任保険等に加入することとし、保険の内容は募集要項のとおりとする。

ただし、指定管理者がボランティアの受け入れを行わない場合にはボランティア保険の加入は必要ないものとする。

5 . 指定管理者の業務から除く範囲

(1) 行政財産の使用許可

行政財産の使用許可に関する業務は、行う必要はないものとする。

(2) 調査研究業務

平成20年度まで水族館で行っている業務のうち、水産動植物に関する専門的、技術的な調査研究に関する業務は平成21年以降も引き続き県が実施する。

調査研究業務に必要な備品及び場所は引き続き県が使用することとし、指定管理者は、県の指導に従い、希少魚の生息調査等、県が行う調査研究業務に協力すること。

(参考) 県で行う調査研究業務は、水族館バックヤード所定の区画に設置した水槽で行う希少魚の繁殖等の研究、希少魚の生息調査を対象とする。

6 . 留意事項

(1) 公平な運営

公の施設であることを念頭に置いた公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利不利になるような運営はこれを慎むこと。また、知的障害者等の社会的弱者や高齢者が利用しやすい施設となるよう配慮すること。

(2) 県との連携

ア 記録等の作成及び保存

- (ア) 管理運営業務並びに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、県から報告や実地調査を求められた場合には速やかに指示に従い、誠実に対応すること。
- (イ) 管理運営業務、展示業務及び施設管理業務の業務状況の記録、各種マニュアル、点検結果記録及び作業記録写真等について県から請求のあった際には、速やかに提示、提出できるようにすること（指定期間終了時には県へ引き継ぐこと）。

イ 県からの要請への協力

- (ア) 県から、水族館の管理運営業務並びに水族館の現状等に関する調査及び資料作成等の作業の指示があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
- (イ) その他県が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、行催事、要人案内、監査・検査等）への支援・協力、又は事業実施を積極的かつ主体的に行うこと。

ウ 各種規定の作成

指定管理者が水族館の管理運営業務を行う上で各種規定、要項、マニュアル等を作成する場合は、内容について県と協議を行うこと。

(3) 忍野村との関係（配置図参照）

水族館は、忍野村が管理運営する忍野村さかな公園内に位置していることから、駐車場及び公園の門の施錠開閉は、忍野村が行っている。

そのため、次の事項に関しては忍野村と別途協議が必要になる。

- ・ さかな公園の休園日に水族館を開館する場合
- ・ さかな公園の開園時間以外に水族館を開館する場合

（参考）

水族館の休館日及び開館時間は、さかな公園の休園日及び開園時間と同じである。

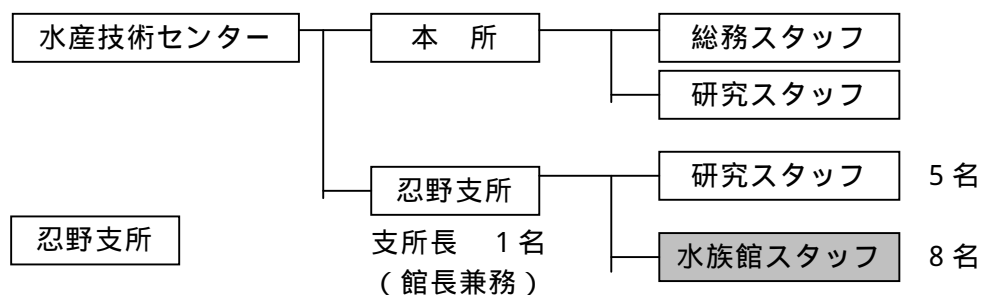
また、水族館は周辺地域の学校の夏期休暇期間中には、知事の承認を得て忍野村と協議のうえ、さかな公園とともに休館日であっても開館している。

山梨県立富士湧水の里水族館組織図（平成19年度）

1 運営主体

山梨県（農政部水産技術センター）

2 組織図



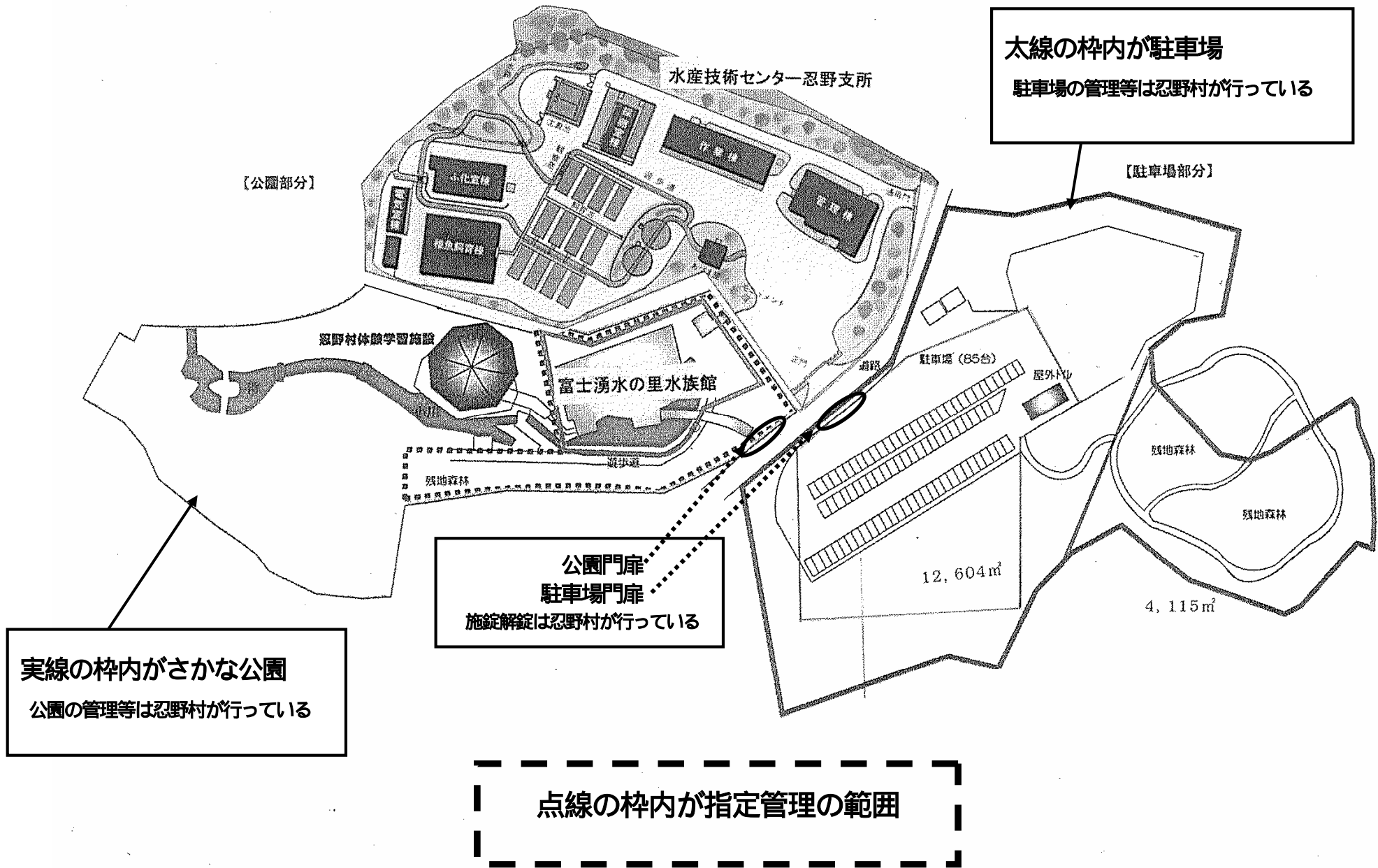
（富士湧水の里水族館）

支所長（館長）	1名（兼務、正職員）
主任研究員（業務総括・企画調整）	1名（正職員）
主査（総務）	1名（正職員）
研究員（調査研究・学習企画）	1名（正職員）
技能員（展示魚飼育管理）	1名（正職員）
臨時職員（展示魚飼育管理補助）	1名
非常勤嘱託（受付案内）	3名
短期臨時職員（繁忙時受付案内）	2名（5～10月1名、7～8月1名）

合 計 11名

水族館スタッフは、支所長と短期臨時職員を除く8名（うち正職員4名）

配置図





INFORMATION

館内ご案内



■館内の説明(1階)

①二重回遊水槽

内外二重に仕切られた楕円形の大型回遊水槽で、内側に小型魚(ニジマスなどマス類稚魚ほか)、外側に大型魚(イトウ、ニジマスほか)を展示し、ひとつの水槽内を大小の魚が混泳しているように見ることができます。水槽の上下左右からの観察、水中カメラ映像(2階に設置)を通じて、魚の様々な表情が観察できます。

②岸辺の魚水槽

湖畔のアン原の風景を再現したジオラマ水槽です。オイカワ、モロコ、ヨシノボリなどの魚を展示し、岸辺に集まる魚の群れが観察できます。

③深みの魚水槽

湖底が溶岩でできた富士五湖をイメージした水槽です。魚食性の強いオクチバス、ブルーギルなどの魚を展示し、舟の下のやがけにひそみ、獲物を待つ魚の様子などが観察できます。

④川の魚水槽

川の源流から中流までの魚の生息環境を再現し、源流にはイwana、上流にはヤマメやアマゴ、中流にはアユやウグイなどの魚を展示しています。季節により、なわばり行動や産卵行動などを観察することができます。

⑤小さな生き物

野生絶滅のおそれがあるメダカやホトケドジョウ、様々な魚の稚魚、エビ・カニ類など、小さな水生生物を中心に展示しています。

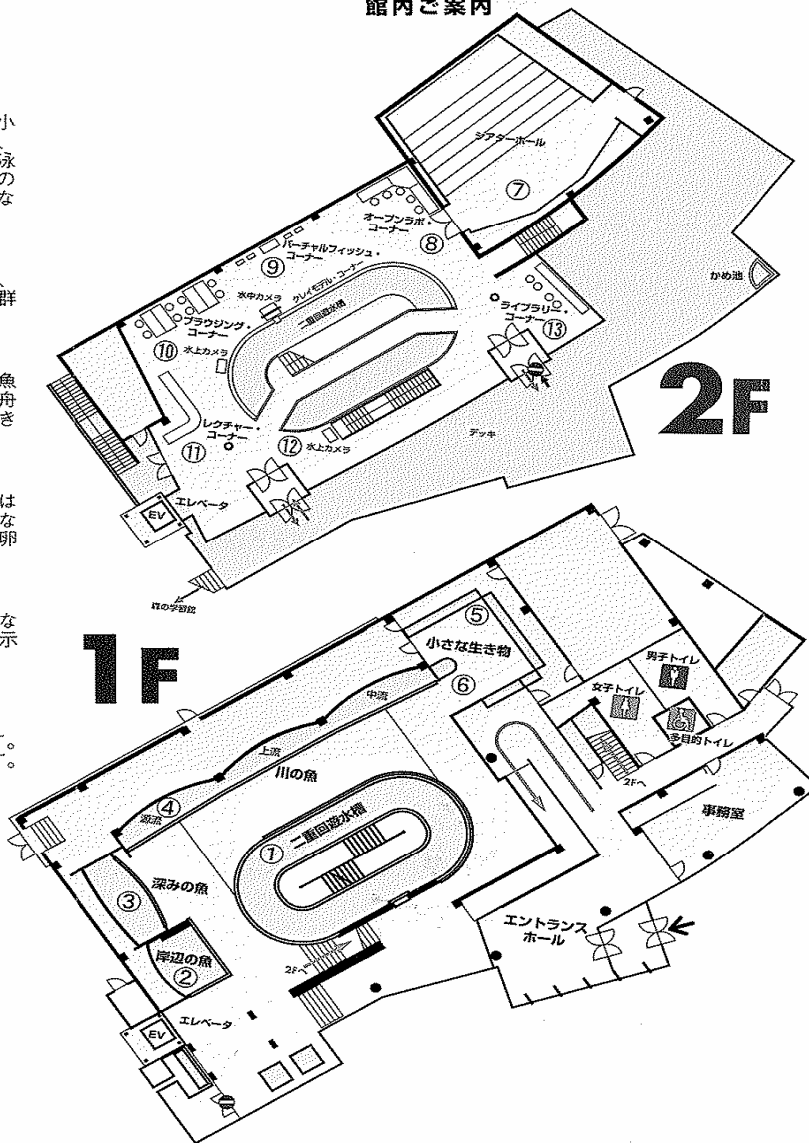
特別展や企画展の開催中は、企画展示に変更します。

⑥湧水水槽

富士山の湧水(地下水)と、ヤマメの稚魚などを展示しています。水に触れて、展示水槽に使用している水の冷たさを体感できます。



●岸辺の魚水槽 湖畔のアン原の風景を再現したジオラマ水槽



■館内の説明(2階)

⑦シアターホール

180インチ3面のパノラマスクリーン(約11m×3m)による、100席のシアターです。淡水魚の生態や生息場所などを紹介する、オリジナルのハイビジョン映像を上映しています。
上映ソフト:「山梨にすむ魚たち」/「アユの冒険」
上映時間:各15分(午前10時~午後4時の間、交互に上映)

⑧オープンラボコーナー

野生の淡水魚のエサであるプランクトン、水生昆虫などを、顕微鏡で観察できます。

⑨バーチャルフィッシュコーナー

魚のアクリル模型をセンサー台にのせてボタンを押すと、魚の泳ぎ方、内臓、骨格をCG立体映像で見ることができます。体形別に5種類の魚を見ることができます。

⑩ブラウジングコーナー

当館ホームページなどを利用して、魚に関する学習ができます。パソコンによる魚のお絵かきも楽しめます。

⑪レクチャーコーナー

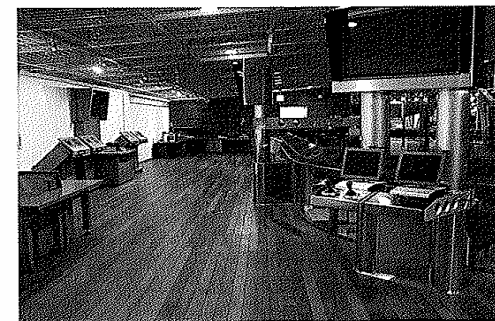
展示機器の利用方法、館内の案内、魚についての質問や相談などに応じています。

⑫水中カメラ/水上カメラコーナー

1階二重回遊水槽内に設置された黄色いカメラをレバー操作して、魚群の一員となって回りの魚を観察したり、魚の視線で水槽の内外を観察することができます。

⑬ライブラリーコーナー

魚の図鑑・釣り・魚料理・山梨の自然に関する本が集めてあります。



●学習フロア 展示機器を利用し、魚の生態・形態を観察できます。

【別表1】

施設・設備等の維持管理作業

建築保全業務共通仕様書に基づき実施する。

内 容	備 考
全 般	
建物全般の保守点検	毎日および法定点検
防災設備保守点検	法定点検
地下灯油タンク保守点検	法定点検
エレベーター保守点検	法定点検
空調設備保守点検	法定点検
自動制御装置保守点検	法定点検
自家用電気工作物保安管理	法定点検
備品管理	
自動券売機保守点検	毎日
自動体外式除細動器保守点検	管理仕様書による
清掃業務	
日常清掃	毎日
床ワックス、カーペット、窓ガラス、照明器具、給排気口等	休館日に実施
防塵マット設置	開館時常時設置
ゴミ処理	随時

【別表2】

館内の展示、水産動植物の維持管理

水生生物等の展示は、年間計画に基づき作業を実施する。

管理作業（飼育展示、水質管理、清掃、換水等）は、「新 飼育ハンドブック」に基づいて実施する。

エリア	名 称	現 況	
展 示 フロアー	二重回遊水槽	・ 山梨県で養殖されているマス類を中心に大型魚・稚魚を展示する	
	断面水槽・底見水槽 (屋外池)	・ 各種チョウザメを中心にニシキゴイ等の大型魚やアユ等を展示する	
	岸辺の魚水槽	・ 山中湖、河口湖の岸辺をイメージした水槽。オイカワやフナなどを中心に展示する	
	深みの魚水槽	・ 西湖、本栖湖の溶岩地帯をイメージした水槽。オオクチバスやブルーギル等外来魚やナマズといった魚食魚を中心に展示する ・ 外来魚の拡散防止啓発をする	
	川の魚水槽	源流水槽	・ 山梨県内で分布が別れるニッコウイワナとヤマトイワナを展示する
		上流水槽	・ 山梨県内で分布が別れるヤマメとアマゴを展示する
		中流水槽	・ オイカワ、ウグイ等山梨県の河川中流域に生息する魚類を展示する
	湧水水槽(ふれあい水槽)	・ 飼育水である富士山麓の湧水に触れさせるとともに、ニジマスの卵等の展示を行う	
	小さな生き物水槽 (企画水槽)	・ その時のテーマに応じた展示をする ・ 特別展はこのコーナーを中心に開催する ・ 特別展示以外には主に山梨県に生息する小型水産動植物を展示する	
	小さな生き物水槽 (水草昆虫水槽)	・ 小川や沼などにすむメダカやタナゴ、ドジョウ等の小魚やエビ類、水草等を展示する	
マンスリー水槽	・ エントランスホールに設置し、月替わりで時節に沿った展示をする		
共通	・ 年間展示計画に従い飼育展示管理を実施する ・ 利用者がいつでも楽しめるよう年間を通した展示を実施する ・ 清掃、維持管理、死魚等の処理		
学 習 フロアー	シアターホール	・ 年間計画に従い管理を実施する ・ 主要な備品は、概ね年3回以上の定期点検を実施する ・ 清掃、維持管理	
	バーチャルフィッシュ		
	ブラウジングコーナー		
	水中カメラ		
	水上カメラ		
	ライブラリーコーナー		

エリア	名 称	現 況
2 F デッキ	観察プール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温度の上昇する春～秋にカメ等を展示する ・ 凍結による破損を防止するため冬季は水を抜く
	デッキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 凍結による転倒等を防止するため、冬季の降雪時等状況に応じて立ち入り制限等管理する
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間計画に従い管理を実施する ・ 清掃、維持管理
館 外 エリア	エントランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間計画に従い管理を実施する
	水族館への通路	
	屋外池（人工河川の一部含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来園者が園内に期待するような植栽管理を心がけること
	さかな公園への通路	
	障害者用駐車場	
	駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃、維持管理 ・ 冬季の除雪をする
	水族館管理分の植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜巡回警備をする
	水産技術センター・道路境界	
ほか館外エリア全体		

「名称」は平成19年4月現在のもの

【別表3】

山梨県立富士湧水の里水族館内の生物種類数

平成19年7月(夏季)

二重回遊水槽	外側	内側	岸辺の魚水槽		深みの魚水槽	
イトウ	21		オイカワ	19	オオクチバス	9
アメマス	4		コイ	3	コクチバス	3
カワマス		344	ギンブナ	8	ブルーギル	33
レイクトラウト	2		ゲンゴロウブナ	12	ナマズ	3
ニジマス	18		ニゴイ	3		
アルビノニジマス	13		タモロコ	2		
ブラウンマス	12	462	ヨシノボリ	2		
ヒメマス	8	424	ウグイ	5		
ヤマメ		424	モツゴ	5		
アマゴ	5		カマツカ	5		
サクラマス	18					
コレゴヌス	2					
カットスロート		442				
ベステル	2					
14種	105	2,096	10種	64	4種	48

川の魚水槽(源流)		川の魚水槽(上流)		川の魚水槽(中流)		小さな生き物水槽(企画)	
ニッコウイワナ	9	ヤマメ	10	アブラハヤ	40	カジカ	3
ヤマトイワナ	4	アマゴ	7	ウグイ	53	アブラハヤ	25
				カワムツ	11	アユ	20
				ギンブナ	8	アユカケ	26
				コイ	3	ゴクラクハゼ	7
				ウナギ	3	スミウキゴリ	9
						ヤマメ	20
						アマゴ	20
						ブラウンマス	50
						ホトケドジョウ	100
2種	13	2種	17	6種	118	10種	280

小さな生き物水槽(水草)		断面・底見水槽(屋外池)		2Fデッキ観察プール			
メダカ	120	シロチョウザメ	12	ニシキゴイ大	15	イシガメ	11
タナゴ	3	ミズウチヨウザメ	8	ニシキゴイ小	1000	クサガメ	9
タリカバ	19	ベステル	3	ニジマス	2	2種	20
ヤリタナゴ	10	アルビノベステル	1	アルビノニジマス	4		
カネヒラ	10	コチョウザメ	3	ブラウンマス	12		
アブラボテ	8	アユ	6000				
シマドジョウ	10	コイ	27				
ホトケドジョウ	40	ゲンゴロウブナ	2				
テナガエビ	3	ウグイ	18				
		アオウオ	1				
		ソウギョ	1				
		アルビノソウギョ	4				
		キンギョ	50				
9種	223			18種	7,163		

エントランス		バックヤード			
ディープレッドテトラ	32	ウキゴリ	6	ホトケドジョウ	75
		ボウズハゼ	4	ドジョウ	9
		カワアナゴ	2	ヒメドジョウ	4
		カダヤシ	12	モクズガニ	1
		リーフフィッシュ	2	アメリカザリガニ	10
		ヤマメ	17	アマゴ稚魚	2850
		アカメ	3	ヤマメ稚魚	950
		スッポン	1	アマゴ	3
		アユ	20	ヤマトイワナ	14
		カジカ	22	アカミミガメ	2
		イモリ	8	ウナギ	1
				アルビノベステル	1
				ヒラテテナガエビ	1
				24種	4,018

展示種数	58	展示尾数	10,179
バックヤード種数	24	バックヤード尾数	4,018
全種数	72	全尾数	14,197

種数については、亜種、改良品種、マス類の降海型は別に計数

種数の各合計欄は、複数の水槽で重複している種があるため、合計は一致しない

【別表3】

山梨県立富士湧水の里水族館内の生物種類数

平成19年11月(秋季)

二重回遊水槽	外側	内側	岸辺の魚水槽		深みの魚水槽	
イトウ	20		オイカワ	126	オオクチバス	14
アメマス	4		コイ	3	コクチバス	3
カワマス		321	ギンブナ	8	ブルーギル	50
レイクトラウト	2		ゲンゴロウブナ	14	ナマズ	4
ニジマス	56	1177	ニゴイ	6		
アビノジマス	6	1085	タモロコ	2		
ブラウンマス	55		カワヨシノボリ	51		
ヒメマス	8	246	ウグイ	4		
アルピノアマゴ	10		モツゴ	5		
アマゴ	5					
サクラマス	16					
コレゴヌス	1					
オショロコマ		147				
ベステル	2					
14種	185	2,976	9種	219	4種	71

川の魚水槽(源流)		川の魚水槽(上流)		川の魚水槽(中流)		小さな生き物水槽(企画)	
ニッコウイナ	40	ヤマメ	15	アブラハヤ	39	ペーシュー・カシヨロ	2
ヤマトイワナ	24	アマゴ	19	ウグイ	54	ミミビハレ	48
				カワムツ	11	ピラニア	5
				ギンブナ	8	コロソマ	1
				コイ	4	アビノ・パファー	31
				ウナギ	3	コクレン	10
						バトラス・キャット	1
						メチニス	10
						ボウズハゼ	10
						エルファントノーズ	18
						テッポウウオ	25
						スナヤツメ	10
						デンキナマズ	1
						カンディル	4
						ガラ・ルファ	172
						エクソドン	30
2種	64	2種	34	6種	119	16種	378

小さな生き物水槽(水草)		断面・底見水槽(屋外池)		2Fデッキ観察プール	
メダカ	129	シロヨウザメ	12	ニシキゴイ小	1000
仔モジノタコ	4	ミズウミヨウザメ	8	ニジマス	2
タリカバ・タコ	19	ベステル	3	アビノジマス	4
ヤリタナゴ	7	アビノバステル	1	ブラウンマス	32
カネヒラ	10	コショウザメ	3	カトスロート	20
アブラボテ	2	ウグイ	18	ヒメマス	20
シマドジョウ	9	コイ	25	ヤマメ	30
ホトケシヨウ	40	ゲンゴロウブナ	2	アマゴ	10

テナガエビ	2	アオウオ	1	ニッコウイカ	5 3
シロヒレウナギ	5	ソウギョ	1	ヤマトイワナ	4
		アヒノソギョ	4		
		キンギョ	5 0		
		ニシキゴイ大	1 0		
1 0種	2 2 7			2 2種	1 , 3 1 3

エントランス		バックヤード			
ソウギョ	1 6	ウキゴリ	1	ゴクラクハゼ	7
		ウナギ	1	スミウキゴリ	9
		カワアナゴ	1	アメリカリガニ	9
		カダヤシ	1 2	ロリカリア	2
		リーフフィッシュ	2	パピリオクロミス	1 5
		ギギ	1	コリドラス	8
		アカメ	3	オトシナクス	9
		テッポウウオ	4	トキガキ	5
		カジカ	2 5	アブラハヤ	2 5
		イモリ	3 0	アノストムス	5
		ヤマメ	5 0 0	モクズガニ	1
		アマゴ	1 0 0 0	マスノスケ	9 3
		ドジョウ	9	アユカケ	2 6
		ホトケドジョウ	1 1 5 4	ブラウンマス	4 8
		ヒメドジョウ	4		
		ゼニタナゴ	9		
		アヒノソギ	1		
		サワガニ	1 6		
				3 2種	3 , 0 3 5

展示種数	7 6	展示尾数	5 , 6 1 7
バックヤード種数	3 2	バックヤード尾数	3 , 0 3 5
全種数	9 9	全尾数	8 , 6 5 2

小さな生き物水槽（企画）において、秋季特別展を開催中

種数については、亜種、改良品種、マス類の降海型は別に計数

種数の各合計欄は、複数の水槽で重複している種があるため、合計は一致しない

【別表3】

山梨県立富士湧水の里水族館内の生物種類数

平成20年2月(冬季)

二重回遊水槽	外側	内側	岸辺の魚水槽		深みの魚水槽	
イトウ	18		オイカワ	564	オオクチバス	11
アメマス	4		コイ	10	ブルーギル	50
カワマス		314	ギンブナ	8	ナマズ	3
レイクトラウト	2		ゲンゴロウブナ	13		
ニジマス	50	1105	ニゴイ	20		
アルビノニジマス	3	1078	タモロコ	202		
ブラウンマス	50		カワヨシノボリ	105		
ヒメマス	8	228	ウグイ	4		
アルビノアマゴ	10		モツゴ	339		
アマゴ	3		カマツカ	14		
サクラマス	16		ヌマチチブ	2		
コレゴヌス	1		イシガメ	4		
オショロコマ		144	クサガメ	3		
ベステル	2					
14種	167	2,867	13種	1,288	3種	64

川の魚水槽(源流)		川の魚水槽(上流)		川の魚水槽(中流)		小さな生き物水槽(企画)	
ニッコウイナ	40	ヤマメ	15	アブラハヤ	38	カジカ	10
ヤマトイワナ	19	アマゴ	87	ウグイ	54	アカザ	10
				カワムツ	11	ギギ	1
				ギンブナ	8	アユカケ	26
				コイ	4	オオシボリ	20
				ウナギ	3	アマノリガニ	10
						モクズガニ	1
						アマゴ	84
						ハコサシヨウウ	5
						イモリ	25
						ヒラテナガヒ	5
2種	59	2種	102	6種	118	11種	197

小さな生き物水槽(水草)		断面・底見水槽(屋外池)				2Fデッキ観察プール	
メダカ	127	シロクサメ	12	ニシキゴイ大	8		
仔エゾウナギ	4	ミズウチヨウザメ	8	ニシキゴイ小	1055		
タリカハクサ	18	ベステル	3	ニジマス	1		
ヤリタナゴ	4	アルビノベステル	1	アルビノニジマス	4		
カネヒラ	10	コショウザメ	3	ブラウンマス	32		
アブラボテ	2	ニゴイ	4	カトク	20		
シマドジョウ	9	コイ	27	ヒメマス	20		
ホトケドジョウ	40	ゲンゴロウブナ	2	ヤマメ	30		
テナガエビ	2	ウグイ	15	アマゴ	10		
シロクサメ	5	ソウギョ	1	ニッコウイナ	53		
ヒラテナガヒ	6	アルビノソウギョ	4	ヤマトイワナ	3		
		キンギョ	110				
		ヒラテナガヒ	50				

11種	227		23種	1,475
-----	-----	--	-----	-------

エントランス		バックヤード			
ガラ・ルファ	18	ウキゴリ	1	ゴクラクハゼ	7
プラティ	19	ウナギ	1	スミウキゴリ	9
2種	37	カワアナゴ	1	ガラ・ルファ	29
		カダヤシ	13	ロリカリア	2
		リーフフィッシュ	1	パピリオクロミス	15
		アカザ	20	コリドラス	8
		アカメ	3	オトシンクルス	9
		アブラハヤ	25	トキグキョウ	5
		アルビノアマゴ	120	メダカ	30
		アマゴ	232	ソウギョ	5
		ヤマメ	5000	プラティ	16
		ドジョウ	9		
		ホトケドジョウ	1154		
		ヒメドジョウ	4		
		ゼニタナゴ	9		
		アルビノハスル	1		
		ワカサギ	20		
		サワガニ	16		
					29種

展示種数	66	展示尾数	6,582
バックヤード種数	29	バックヤード尾数	6,765
全種数	82	全尾数	13,347

種数については、亜種、改良品種、マス類の降海型は別に計数

種数の各合計欄は、複数の水槽で重複している種があるため、合計は一致しない

【別表４】 イベントの開催

特 別 展		実施日
H17	春季特別展「魚と色の不思議」	4/27～6/27
	秋季特別展「いろんな形の魚たち」	10/26～12/26
H18	春季特別展「アルピノ～黄金の魚たち」	4/26～6/26
	秋季特別展「世界のドジョウ展」	10/25～12/25
	冬季特別企画「いま、日本の淡水魚があぶない!」	1/2～2/26
H19	春季特別展「世界の淡水ガメ展」	4/25～6/25
	秋季特別展「魚のお食事～食べる工夫展」	10/3～12/3

講 習 会		実施日
H17	フライフィッシング講習会	5/14(初級)、5/17(中級)
	サマースクール「ニジマスの採卵教室」	7月17日
H18	フライフィッシング講習会	5/13(初級)、5/20(中級)
	サマースクール「ニジマスの採卵教室」	7月9日
H19	フライフィッシング講習会	5/12(初級)、5/19(中級)
	サマースクール「ニジマスの採卵教室」	7月8日

その他の催し		実施日
H17	動物(魚)愛護に関する標語募集	7/1～7/31
	水族館写生大会	8/1～8/31
	ヤマメのふ化放流	11月5日
	移動水族館(県民の日記念行事会場、県内小学校)	11/12～13、11/21
	金魚すくい大会	5月5日
	マンスリー水槽	毎月展示換え
	お魚ガイド	年間20回実施
	魚のお絵かき	毎日
	クイズラリー	毎日
	ぬり絵	毎日
H18	動物(魚)愛護に関する標語募集	7/1～7/31
	水族館写生大会	8/1～8/31
	ヤマメのふ化放流	11月4日
	移動水族館(桃の花祭り会場、県民の日記念行事会場)	4/7～8、11/11～12
	給餌体験	随時
	夏休み自由研究プロジェクト	7/15～8/31
	金魚すくい大会	5月5日
	マンスリー水槽	毎月展示換え
	お魚ガイド	年間20回実施
	魚のお絵かき	毎日
H19	動物(魚)愛護に関する標語募集	7/1～7/31
	水族館写生大会	8/1～8/31
	ヤマメのふ化放流	11月3日
	移動水族館(県民の日記念行事会場)	11/10～11
	給餌体験	随時

夏休み自由研究プロジェクト	7/15～8/31
金魚すくい大会	5月5日
マンスリー水槽	毎月展示換え
お魚ガイド	年間20回実施
魚のお絵かき、	毎日
クイズラリー	毎日
ぬり絵	毎日
水生昆虫観察会(野外)	9月8日
秋の産卵観察会(野外)	10月21日
水族館コンサート	8月5日

自動体外式除細動器（A E D）の管理仕様書

1 設置場所

指定管理者は、入口付近など人目につきやすい場所に県から貸与を受けた自動体外式除細動器（以下、「A E D」という。）及び壁掛け収納ボックスを設置し、救命の用に供すること。

2 保守点検

指定管理者は、目視によりA E Dの日常点検を行うものとし、機器の異常を発見した場合は、早急に対応すること。

3 消耗品等の交換

指定管理者は、定期的にA E Dの部品等（本体バッテリー・電極パッド・収納ボックスの乾電池）の交換・補充を行うこと。

項 目	交換・補充等の時期
バッテリー交換	寿命5～6年 使用頻度に応じて交換
電極パッド交換	2年ごとに交換 使用の都度交換
乾電池交換	必要の都度

4 使用報告

指定管理者は、A E Dを用いて救命活動が行われた場合には、その都度、知事に報告すること。